



指 示 書

厚生労働省発薬食第0718091号

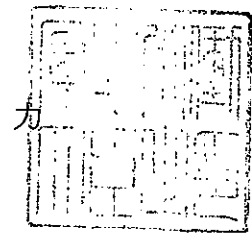
所在地 東京都港区芝大門1丁目1番3号
名 称 日 本 赤 十 字 社

上記の者に対し、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律160号。以下「法」という。）第15条の規定により、同法の施行の日（平成15年7月30日）から次のとおり行うことを指示する。

なお、本指示の適用に伴い、平成3年4月1日付け厚生省発薬第87号による指示は廃止する。

平成15年7月18日

厚生労働大臣 坂口



1. 1人1回の採血量は、400ml以下とする。ただし、血漿成分採血の場合^{しょう}は、600ml以下とする。
2. 出張採血（法第21条第1項に規定する採血所以外の場所において、採血の業務の管理及び構造設備に関する基準（平成15年厚生労働省令第118号。以下「基準」という。）第6条に規定する採血所における業務を一時的に行うことをいう。以下同じ。）を行う場合には、下記事項を遵守すること。

記

- (1) 出張採血の業務の管理及びこれを行う際の構造設備については、それぞれ基準第2章及び第3章の規定に準じなければならない。
- (2) 出張採血を行う場所については、基準第4条第1項に規定する採血事業者等が、その周囲の衛生状態が良好であることを自ら確認し、又は出張採血の採血責任者に確認させなければならない。
- (3) 出張採血を同一の場所で連続して行う場合は、5日を超えてはならない。
- (4) この指示事項に従うことができない事情が生じたときは、その理由を付して厚生労働大臣に事前に協議しなければならない。